

社会福祉法人佐渡福社会役員等の報酬及び費用弁償 に関する規程

平成 27 年 3 月 17 日
規 程 第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 9 日規程第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人佐渡福社会（以下「法人」という。）定款第 9 条及び第 24 条の規定に基づき、役員等の報酬、費用弁償の額及びその支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役 員 理事長、常務理事、理事及び監事
- (2) 評議員

(報 酬)

第 3 条 役員等に報酬を支給するものとし、その額は別表 1 のとおりとする。ただし、職員給与を支給している役員に対しては、支給しないものとする。

2 報酬の支給日は、毎月初日から末日まで、職務に従事した分を翌月の 10 日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員等に費用を弁償するものとし、次の各号に定めるところによる。ただし、職員給与を支給している役員に対しては、費用は弁償しないものとする。

- (1) 役員等が職務に従事したときは、バス料金実費を支給する。
- (2) 役員等が職務のため旅行をしたときは、職員旅費支給規則に準じ、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(控除)

第 5 条 報酬及び費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第 6 条 報酬が月額で定められている役員が、月の途中で就任した場合は当該日から、退任又は解任された場合は当該日までの報酬を支給する。

2 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額の日割り計算については、その月の

総日数から日曜日、土曜日及び休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 報酬額（第3条第1項関係）

区 分	報 酬 の 額
理事長	月額 45,000円
常務理事	月額 230,000円 の範囲内で予算で定める
理 事	日額 11,000円
監 事	日額 11,000円
評議員	日額 11,000円